

やまゆり荘訪問介護重要事項説明書

1 運営の方針

介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、訪問介護サービスを提供します。

2 サービス提供責任者

氏名 岩淵由紀恵・高橋哲子 連絡先 0197-46-5111

3 事業所の概要

事業所名 やまゆり荘訪問介護事業所
所在地 岩手県奥州市胆沢南都田字加賀谷地 416 番地
指定番号 岩手県0372500157号
指定年月日 平成12年 4月 1日
職員体制 管理者 1人 業務の一元的な管理
サービス提供責任者 2人 訪問介護計画の作成、利用申込の調整、
その他サービスに関する業務
訪問介護職員 人 訪問介護の提供
営業日・時間 年中無休・6時30分～20時30分
提供地域 奥州市（江刺を除く。）・金ケ崎

4 サービス計画に基づいた訪問介護

介護支援専門員又はご本人が立てたケアプランに基づいたサービスを行います。

5 サービスの内容

身体介護 ……入浴介助、排せつ介助、食事介助、清拭、体位交換等
生活援助 ……調理、洗濯、掃除、買い物、衣服の整理等

6 利用料金

利用料は、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額となります。但し、法定代理受領が適用された場合は、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から当事業所に支払われる介護サービス費の額を控除した額となります。

(1) 特定事業所加算 (II) 適応のため、基本単価に1割増しの料金となっています。

サービス内容	時間区分	1割負担の方	2割負担の方
身体介護	20分未満	179円	358円
	20分～30分未満	268円	536円
	30分以上～1時間未満	426円	852円
	1時間以上～1時間半未満	624円	1,248円
生活援助	20分～45分未満	197円	349円
	45分以上	242円	484円
加算	初回加算	200円	400円
	緊急時訪問介護加算	100円	200円
	生活機能向上連携加算	100円	200円
	介護職員処遇改善加算（I）	所定単位数の24.5%	

★早朝（午前6時～午前8時）、夜間（午後6時～午後10時）・・・25%増

深夜（午後10時～午前6時）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50%増

(2) サービス提供にあたり使用する水道、ガス、電気、電話等の費用は利用者にご負担いただきます。

(3) 通常の事業実施区域を超えた地点から、1km当たり15円に有料道路使用料を加算した額となります。

(4) 利用者が、サービス利用料金の支払いを期日より3カ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内に支払わない場合、遅延損害金として14.6%加算していただきます。

7 利用日の変更等

(1) 利用日を変更したい場合、日数を増やしたい場合等ご相談に応じますがケアプランの作成を事業所に依頼している時は、介護支援専門員とのご相談をお勧めします。

(2) 急きょ体調不良などで休む場合は、事業所に直接ご連絡下さい。

8 利用料金の支払い方法

毎月15日までに前月分の請求をいたしますので25日までに預貯金口座（ゆうちょ銀行、岩手ふるさと農業協同組合、水沢信用金庫）から自動引き落としによりお支払いいただきます。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

9 派遣ヘルパーの決定と交替について

ヘルパーは交替勤務となっております。したがってヘルパーの指名や交替のご希望には応じかねる場合があります。

10 ヘルパーの禁止行為

ヘルパーは、次の行為は行なう事ができませんのでご了承下さい。

- (1) 医療行為又は医療補助行為（傷の手当等）
- (2) 利用者又はご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類の預かり（買い物サービスに係わる購入代金の預かり除く。）やご家族に対するサービスの提供
- (3) 利用者又はご家族からの金品及び飲食の授受
- (4) 身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為（利用者及び第三者等の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除く。）
- (5) 利用者及びご家族に対する宗教・政治・営業活動及びその他迷惑行為

11 秘密の保持

事業者及び事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。また、事業所は利用者及びその家族に情報が記載されている書類を他の事業所に提供するにあたっては、必ず利用者等の同意を得たうえで提供します。

12 事故発生時の対応と損害賠償

- (1) 利用者に対して介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに当該利用者の家族等に連絡するとともに市町村へ報告するなど必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対して介護サービスの提供により事業者の責に帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、損害を賠償します。ただし、利用者又は親族・姻族代表又は代理人及びその家族の故意又は過失等が認められた場合、又は事業者が相当の安全配慮措置を行ったにもかかわらず事故が発生した場合、又は予見することができない事故の場合に、利用者のおかれた心身の状況等を勘案して減額をするのが相当と認められる場合損害賠償の責を減ずる又は免れる場合があります。

連絡先	担当課・氏名・事業所名等		電話番号
市町村	奥州市	健康福祉グループ	0197-46-2977
居宅介護支援事業所			

13 虐待と思われる場合の通報

やまゆり荘では、擁護者による高齢者（児童）虐待を受けたと思われる身体状況等を発見した場合は、法令の定めるところにより市町村へ通報します。

14 相談、要望、苦情はいつでもお受けします。

サービスについて、利用者やそのご家族からの相談・要望・苦情に対しては、相談窓口を設けております。次の窓口で対応します。

(1) 苦情受付窓口 担当 在宅福祉課長 千田 健二 月～金曜日

受付時間 8:30～17:00 電話 0197-46-5111 F A X 0197-46-5112

(2) 行政機関、その他の苦情受付機関

・胆沢総合支所健康福祉グループ (健康増進プラザ悠悠館内)

月～金曜日 受付時間 8:30～17:00 電話 0197-46-2977 F A X 0197-46-3105

・岩手県福祉サービス運営適正化委員会 (ふれあいランド岩手内)

電話 019-637-8871 F A X 019-637-4255

・岩手県国民健康保険団体連合会 月～金曜日 受付時間 9:00～17:00

電話 019-604-6700 F A X 019-604-6701

(3) 奥州いさわ会第三者委員

社会福祉法人奥州いさわ会が提供する介護サービスに関する苦情に対し、適切な解決を図るため第三者委員を設置しております。苦情は第三者委員に直接お話ししても受け付けます。

第三者委員	菅野 憲彰	胆沢南都田	電話 46 - 3263
	岩淵 栄子	胆沢小山	電話 47-0865
	渡邊 松源	胆沢若柳	電話 46-2312
苦情解決責任者	渡辺 久美子	やまゆり荘	電話 46-5111

15 サービス提供の終了

(1) 本人の死亡、要介護認定で要支援1、要支援2又は非該当(自立)と判定された場合

(2) 利用者がサービス中止の申し出を行った場合

(3) 利用者がサービス利用料金を3カ月以上遅延し、これを相当期間を定めた勧告にもかかわらず支払わない場合

16 認知症等の場合

説明利用者が認知症などの場合は、家族又は親族、代理人等に重要事項の内容をご説明し同意をいただくこととなります。

17 サービス提供における留意事項

(1) 事業者はサービス提供にあたっては安全確保と事故防止について最善の努力を行ってまいります。万が一事故が発生した場合は、事業者はサービス提供に起因して生じた損害について賠償を行う責任を有しており、事故発生に備えて損害保険に加入しております。但し、利用者又は

親族代表又は姻族代表及び家族の行為に起因する事故の場合や、事業者が相当の安全配慮措置を行ったにもかかわらず事故が発生した場合、又は予見することができない事故については、損害賠償の責を減ずる又は免れる場合があります。

(2) 以下の行為を行った場合は、契約書記載の契約解除条項に該当する可能性がありますのでご留意願います。

- ①利用者及び親族・姻族代表又は代理人及びその家族が事業所従業員への暴力、窃盗又は物品の破壊等の犯罪行為を行った場合。
- ②利用者及び親族・姻族代表又は代理人及びその家族が事業所従業員への暴言や嫌がらせ、セクシャルハラスメント等のハラスメント行為を継続して行った場合。
- ③利用者及び親族・姻族代表又は代理人及びその家族が他の利用者や事業所従業員に対し、宗教活動、政治活動、営利活動を行うことを禁止します。
- ④利用者及び親族・姻族代表又は代理人及びその家族が事業者及び従業員の名誉を棄損する行為、又は事業者及び従業員に対し通常実施するサービスの範囲を超えたサービス提供を要求する等の営業妨害行為。
- ⑤利用者及び親族・姻族代表又は代理人及びその家族が SNS 等を使用し、事業者及び従業員の個人が特定できる情報や名誉を棄損する情報をインターネット上に公開する行為を行った場合。

18 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合、主治医、救急隊、ご家族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医 _____

ご家族 ① _____ 続柄 _____ ② _____ 続柄 _____

緊急連絡先

電話番号 _____

訪問介護の提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 社会福祉法人奥州いさわ会
所在地 岩手県奥州市胆沢南都田加賀谷地 416 番
事業所 やまゆり荘訪問介護事業所
説明者 氏名

私は、契約書及び本書面により事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意します。また、サービス担当者会議等において居宅サービス事業者及び介護保険施設等の関係人に利用者及び当該家族の必要な情報を提示することに同意いたします。

利用者

住 所 奥州市 _____

氏 名 _____

署名代行者（又は法定代理人）

住 所 _____

氏 名 _____

本人との続柄 _____

やまゆり荘介護予防・日常生活支援総合事業

第1号訪問介護事業 重要事項説明書

1 運営の方針

介護保険法の趣旨にしたがって、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、訪問介護サービスを提供します。

2 サービス提供責任者

氏名 岩淵由紀恵・高橋哲子 連絡先 0197-46-5111

3 事業所の概要

事業所名	やまゆり荘介護予防訪問介護事業所		
所在地	岩手県奥州市胆沢南都田字加賀谷地 416 番地		
指定番号	岩手県0372500157号		
指定年月日	平成14年 4月 25日		
職員体制	管理者	1人	業務の一元的な管理
	サービス提供責任者	2人	訪問介護計画の作成、利用申込の調整、 その他サービスに関する業務
	訪問介護職員	人	介護予防訪問介護の提供
営業日・時間	年中無休・6時30分～20時30分		
提供地域	奥州市（江刺を除く）・金ケ崎		

4 サービス計画に基づいた訪問の提供

個別サービス計画・包括支援センター又は居宅介護支援事業所で立てたプランに基づいたサービスを提供します。

5 サービスの内容

- ・生活全般にわたる支援（入浴、排泄、食事等）
- ・機能訓練、口腔機能向上訓練
- ・栄養改善相談及び指導
- ・健康状態の確認

6 利用料金

サービスを利用した場合の「基本利用料」は1ヶ月当たり以下の通りであり、お支払い頂く「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割～3割の額です。但し

介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、越えた額の全額をご負担頂きます。

○第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）の利用料

【基本部分】＊身体介護及び生活援助

サービスの内容	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
週1回程度の訪問型サービス が必要とされた者 (事業対象者・要支援1・2)	1, 176円	2, 352円	3, 528円
週2回程度の訪問型サービス が必要とされた者 (事業対象者・要支援1・2)	2, 349円	4, 698円	7, 047円
週2回を超える程度の訪問型 サービスが必要とされた者 (事業対象者・要支援2)	3, 727円	7, 454円	11, 181円
初回加算	200円	400円	600円
生活機能連携加算	100円	200円	300円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の24.5%		

◎小規模事業所加算 …介護給付費の10%

上記の基本料金は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合はこれら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(1) サービス提供にあたり使用する水道、ガス、電気、電話等の費用は利用者にご負担して頂きます。

(2) 利用者が、サービス利用料金の支払いを期日より3か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内に支払わない場合、遅延損害金として14.6%加算していただきます。

7 利用日の変更等

利用日を変更したい場合、日数を増やしたい場合等ご相談に応じますがケアプランの作成を事業所に依頼している時は、あらかじめ介護支援専門員とのご相談をお勧めします。

(1) 急きょ体調不良などで休む時は、事業所に直接ご連絡下さい。

8 利用料金の支払い方法

毎月15日までに前月分の請求をいたしますので25日までに預貯金口座（ゆうちょ銀行、岩手ふるさと農業協同組合、水沢信用金庫）から自動引き落としによりお支払いして頂きますと、領収書を発行いたします。

9 派遣ヘルパーの決定と交替について

ヘルパーは交替勤務となっております。したがってヘルパーの指名や交替のご希望には応じかねます。

10 ヘルパーの禁止行為

ヘルパーは、次の行為を行う事ができませんのでご了承下さい。

- (1) 医療行為又は医療補助行為（傷の手当等）
- (2) 利用者又はご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類の預かり（買い物サービスに係る購入代金の預かりを除く。）やご家族に対するサービスの提供
- (3) 利用者又はご家族からの金品及び飲食の授受
- (4) 身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為（利用者及び第三者の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除く。）
- (5) 利用者及びご家族に対する宗教、政治、営業活動及びその他迷惑行為

11 秘密の保持

事業者及び事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。また、事業所は利用者及びその家族に情報が記載されている書類を他の事業所に提供するにあたっては、必ず利用者の同意を得たうえで提供します。

12 事故発生時の対応と損害賠償

- (1) 利用者に対して介護サービスの提供により、事故が発生した場合には速やかに当該利用者の家族等に連絡するとともに市町村に報告するなど必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対して介護サービスの提供により事業者の責に帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、損害を賠償します。ただし、利用者又は親族・姻族代表又は代理人及びその家族の故意又は過失等が認められた場合、又は事業者が相当の安全配慮措置を行ったにもかかわらず事故が発生した場合、又は予見することができない事故の場合に、利用者のおかれた心身の状況等を勘案して減額をするのが相当と認められる場合は、損害賠償の責を減ずる又は免れる場合があります。

	担当課・氏名・事業所名等		電話番号
市・町	各支所		
包括・居宅			

13 虐待と思われる場合の通報

やまゆり荘では、虐待を受けたと思われる身体状況等を発見した場合は、法令の定めるところにより市町村へ通報します。

14 相談、要望、苦情をお受けします

サービスについて、利用者やそのご家族からの相談・要望・苦情に対しては、相談窓口を設けております。次の窓口で対応します。

(1) 苦情受付窓口 担当 在宅福祉課長 千田 健二

月～金曜日 受付時間 8:30～17:00

電話 0197-46-5111

F A X 0197-46-5112

(2) 行政機関、その他の苦情受付機関

- ・ 胆沢総合支所健康福祉グループ（健康増進プラザ悠悠館内）

月～金曜日 受付時間 8:30～17:15 電話 0197-46-2977 F A X 0197-46-3105

- ・ 岩手県福祉サービス運営適正化委員会（ふれあいランド岩手内）

電話 019-637-8871

F A X 019-637-4255

- ・ 岩手県国民健康保険団体連合会 月～金曜日 受付時間 9:00～17:00

電話 019-604-6700

F A X 019-604-6701

(3) 第三者委員の設置

苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応推進するため第三者委員を設置します。

第三者委員 菅野 憲彰 胆沢南都田 電話 46-3262

岩淵 栄子 胆沢小山 電話 47-0865

渡邊 松源 胆沢若柳 電話 46-2312

(4) 苦情解決責任者 渡辺 久美子 やまゆり荘施設長 電話 46-5111

15 サービス提供の終了

- (1) 本人の死亡、要介護認定で要介護1から5又は非該当（自立）と判定された場合
- (2) 利用者がサービス中止の申し出を行った場合

- (3) 利用者がサービス利用料金を3カ月以上遅延し、これを相当期間を定めた催告にもかかわらず支払わない場合

16 認知症等の場合の説明

利用者が認知症などの場合は、家族又は親族、代理人等に重要事項の内容をご説明し同意をいただくこととなります。

17 サービス提供における留意事項

- (1) 事業者はサービス提供にあたっては安全確保と事故防止について最善の努力を行っております。

万が一事故が発生した場合は、事業者はサービス提供に起因して生じた損害について賠償を行う責任を有しており、事故発生に備えて損害保険に加入しております。但し、利用者又は親族代表又は姻族代表及び家族の行為に起因する事故の場合や、事業者が相当の安全配慮措置を行ったにも関わらず事故が発生した場合、又は予見することができない事故については、損害賠償の責を減ずる又は免れる場合があります。

- (2) 以下の行為を行った場合は、契約書記載の契約解除条項に該当する可能性がありますのでご留意願います。

- ① 利用者及び親族・姻族代表又は代理人及びその家族が事業所従業員への暴力、窃盗又は物品の破壊等の犯罪行為を行った場合。
- ② 利用者及び親族・姻族代表又は代理人及びその家族が事業所従業員への暴言や嫌がらせ、セクシャルハラスメント等のハラスメント行為を継続して行った場合。
- ③ 利用者及び親族・姻族代表又は代理人及びその家族が他の利用者や事業所従業員に対し、宗教活動、政治活動、営利活動を行うことを禁止します。
- ④ 利用者及び親族・姻族代表又は代理人及びその家族が事業者及び従業員の名誉を棄損する行為、又は事業者及び従業者に対し通常実施するサービスの範囲を超えたサービス提供を要求する等の営業妨害行為。
- ⑤ 利用者及び親族・姻族代表又は代理人及びその家族が SNS 等を使用し、事業者及び従業員の個人が特定できる情報や名誉を棄損する情報をインターネット上に公開する行為を行った場合。

18 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合、主治医、救急隊、ご家族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医 _____

ご家族 ① _____ 続柄 _____ ② _____ 続柄 _____

緊急連絡先① _____ ② _____

訪問介護の提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項の説明を致しました。

令和 年 月 日

事業者 社会福祉法人奥州いさわ会

所在地 岩手県奥州市胆沢南都田字加賀谷地 416 番地

事業所 やまゆり荘介護予防訪問介護事業所

説明者 氏名

私は、契約書及び本書面により事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意します。また、サービス担当者会議等において居宅サービス事業者及び介護保険施設等の関係人に利用者及び当該家族の必要な情報を提示することに同意いたします。

利用者

住 所 _____ 奥州市

氏 名

親族・姻族代表又は代理人

住 所 _____

氏 名

本人との続柄 _____